

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部の施行に伴い、

○ 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備等を内容とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等について検討しています。

その内容は別紙1から別紙4までのとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・ 電子メール (koutsukikakuka2@npa. go. jp) <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和5年1月20日（金）から 令和5年2月18日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1から別紙4までの内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)についての意見…」

〈 凡 例 〉

- 法 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- 改正法 : 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）をいう。
- 新法 : 改正法第3条の規定による改正後の法をいう。
- 令 : 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- 新令 : 道路交通法施行令の一部を改正する政令案による改正後の令をいう。
- 新府令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 新保安基準 : 道路運送車両の保安基準の一部を改正する国土交通省令（令和4年国土交通省令第91号）による改正後の道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。
- 新標識令 : 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）をいう。
- 改正規則 : 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案をいう。
- 公安委員会 : 都道府県公安委員会をいう。

〈 参 考 〉

別紙1から別紙4までのほかに、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等について、案文（政令案については案文及び新旧対照表）を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の案文中の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合

改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

- 2 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注） 標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第〇章」、「第〇条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄の破線で囲んだ部分のように改める。

1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

新法第4条第1項及び第4項、第90条第1項ただし書、第90条の2第1項ただし書、第108条の3の5第1項、第112条第1項並びに第125条第1項及び第3項並びに改正法附則第9条

3 命令等の内容

- (1) 特例特定小型原動機付自転車（新法第17条の2第1項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）については、同項の規定により、普通自転車と同様に、道路標識又は道路標示により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができることとされた。これを踏まえ、特例特定小型原動機付自転車の歩道通行に係る当該道路標識又は道路標示による交通規制を行う場合の基準を「歩道及び交通の状況により支障がないこと」と定めることとする（新令第1条の2第5項関係）。
- (2) 特定小型原動機付自転車（新法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）については、通行区分（新法第17条）、左側寄り通行等（新法第18条）、左折又は右折（新法第34条）等の規定の適用について、軽車両と同様に扱うこととされたほか、特例特定小型原動機付自転車については、前記(1)のとおり、普通自転車と同様に、歩道を通行することができることとされた。これを踏まえ、信号機の表示する信号の種類及び意味について定める令第2条を改正し、信号の意味を次のとおり改めることとする（新令第2条第1項及び第4項関係）。
 - ア 現在、原動機付自転車に対して表示するものとされている信号の意味については、その対象から特定小型原動機付自転車を除き、一般原動機付自転車（新法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）に対して表示されるものであることとする。
 - イ 現在、軽車両又は自転車に対して表示するものとされている信号の意味については、特定小型原動機付自転車に対しても表示されるものであることとする。
 - ウ 現在、普通自転車に対して表示するものとされている信号の意味については、特例特定小型原動機付自転車に対しても表示されるものであることとする。
- (3) 法第90条第1項の規定により、公安委員会は、運転免許試験に合格した者のうち一定の要件に該当するものについては、政令で定める基準に従い、運転免許（以下「免許」という。）を与えず、又は6月を超えない範囲内において免許を保留することができることとされている。また、同項ただし書の規定による委任を受けた令第33条の2第1項第1号においては、運転免許試験に合格した者が一般違反行為（自動車又は原動機付自転車の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する一定の行為をいう。）をした者で、一定の要件に該当するも

のであるときは、免許を与えないものとする（いわゆる点数制度）が定められている。この点、改正法により、特定小型原動機付自転車の運転には免許を要しないこととされ、特定小型原動機付自転車の運転者が行った違反行為については、点数制度の対象外とすることとされた。これを踏まえ、点数制度に基づく処分の具体的基準について定める令第33条の2第1項第1号等に規定する「自動車等」について、自動車又は一般原動機付自転車を指すこととし、特定小型原動機付自転車を除くこととする（新令第33条の2第1項関係）。

- (4) 新法第108条の3の5第1項の規定により、公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関し法若しくは法の規定に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（以下「特定小型原動機付自転車危険行為」という。）を反復してした者に対して、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）の受講命令をすることができることとされた。これを踏まえ、特定小型原動機付自転車危険行為として、次の行為を定めることとする（新令第41条の3第1項関係）。

ア 新法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為

イ 新法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為

ウ 新法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為

エ 新法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為

オ 新法第17条の2（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為

カ 新法第17条の3（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為

キ 新法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為

ク 新法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

ケ 新法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

コ 新法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

サ 新法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

シ 新法第62条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反する行為

ス 新法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為

セ 新法第68条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反する行為

ソ 新法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

タ 新法第71条（運転者の遵守事項）第5号の5の規定に違反する行為（新令別表第2の備考の2の16又は23に規定する行為に該当するものに限る。）

チ 新法第117条の2第1項第4号又は新法第117条の2の2第1項第8号の罪に当たる行為

- (5) 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の標準について、自転車運転者講習と同額を定めることとする（新令第43条第1項関係）。

- (6) 特例特定小型原動機付自転車の歩道徐行等義務違反（新法第17条の2第2項違反）

及び路側帯進行方法違反（新法第17条の3第2項違反）を反則行為の種類として追加し、その反則金の額を3,000円と定めることとする（新令別表第六関係）。

(7) その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和5年7月1日を予定）とする。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

新法第2条第1項第10号及び第3項第2号、第17条の2第1項、第108条の2第1項、第108条の3の5第1項、第108条の3の6並びに第114条の7並びに新令第2条第4項及び第35条第3項第1号

3 命令等の内容

- (1) 特定小型原動機付自転車の車体の大きさ及び構造に係る基準を次のとおり定めることとする（新府令第1条の2の2関係）。
 - ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - (ア) 長さ 190センチメートル
 - (イ) 幅 60センチメートル
 - イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
 - (イ) 20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
 - (ウ) 構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。
 - (エ) オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられていること。
 - (オ) 新保安基準第66条の17に規定する最高速度表示灯が備えられていること。
- (2) 押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等の基準に、三輪以上の特定小型原動機付自転車であることを加えることとする（新府令第1条の8関係）。
- (3) 特例特定小型原動機付自転車の歩道通行に関する基準を次のとおり定めることとする（新府令第5条の6の2関係）。
 - ア 表示の方法は、新保安基準第66条の17第2項及び第3項の基準に適合する最高速度表示灯を点滅させることにより表示する方法とする。
 - イ 構造上出すことができる最高の速度は、6キロメートル毎時とする。
 - ウ 車体の構造に係る基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (ア) 側車を付していないこと。
 - (イ) 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
 - (ウ) 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。
- (4) 特定小型原動機付自転車運転者講習について、講習の内容等及び受講命令の方法を定めるほか、受講命令をした場合等に公安委員会が国家公安委員会に報告しなければならない事項を定めることとする（新府令第38条第15項、第38条の4の4第1項及び第38条の4の5関係）。
- (5) 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に

関する措置を定める内閣府令（令和3年内閣府令第28号）を廃止することとする。
(6) その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和5年7月1日を予定）とする。

1 命令等の題名

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 45 条第 2 項及び新法第 4 条第 5 項

3 命令等の内容

(1) 規制標識に係る規定関係

ア 規制標識「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め（307）」により通行を禁止する対象のうち「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改めるとともに、その名称を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め（307）」に改めることとする（新標識令別表第一及び別表第二関係）。

イ 規制標識「自転車通行止め（309）」により通行を禁止する対象に特定小型原動機付自転車が含まれるよう、その表示する意味を改めるとともに、その名称を「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め（309）」に改めることとする（新標識令別表第一及び別表第二関係）。

ウ 規制標識「自転車専用（325 の 2）」の表示する意味のうち、新法第 8 条第 1 項に基づき通行を禁止する対象を特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で新法第 17 条第 3 項の規定により自転車道を通行してはならないものを除く。後記エにおいて同じ。）以外の車両及び歩行者等に改めるとともに、その名称を「特定小型原動機付自転車・自転車専用（325 の 2）」に改めることとする（新標識令別表第一及び別表第二関係）。

エ 規制標識「自転車及び歩行者等専用（325 の 3）」の表示する意味を次のとおり改めるとともに、その名称を「普通自転車等及び歩行者等専用（325 の 3）」に改めることとする（新標識令別表第一及び別表第二関係）。

(ア) 新法第 8 条第 1 項に基づき通行を禁止する対象を特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両に改める。

(イ) 表示する意味として、新法第 17 条の 2 第 1 項の道路標識により、特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることを新たに定める。

オ 規制標識「自転車一方通行（326 の 2—A・B）」により一定の方向にする通行を禁止する対象に特定小型原動機付自転車が含まれるよう、その表示する意味を改めるとともに、その名称を「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326 の 2—A・B）」に改めることとする（新標識令別表第一及び別表第二関係）。

カ 規制標識「専用通行帯（327 の 4）」又は規制標識「普通自転車専用通行帯（327 の 4 の 2）」により普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定する場合に、当該車両通行帯以外の車両通行帯を通行しなければならない対象から特定小型原動機付自転車が除かれるよう、その表示する意味を改めることとする（新標識令別表第一関係）。

キ 規制標識「進行方向別通行区分（327 の 7—A～D）」により、車両通行帯の設けられた道路において、車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する対象から特定小型原動機付自転車が除かれるよう、その表示する意味を改めることとする（新標識令別表第一関係）。

(2) 補助標識に係る規定関係

「車両の種類（503 —A）」を表示する補助標識の意味については、当該補助標識のうち、普通自転車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示しているものについては特定小型原動機付自転車も当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すものとし、普通自転車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示しているものについては特定小型原動機付自転車も当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする。ただし、特定小型原動機付自転車が本標識が表示する交通の規制の対象となるかどうかを別に示しているものについては、この限りでないこととする（新標識令別表第一関係）。

(3) 車両の種類略称に係る規定関係

ア 略称「原付」、略称「二輪」及び略称「小二輪」の意味する車両の種類について、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改めることとする（新標識令別表第二関係）。

イ 特定小型原動機付自転車を意味する略称を「特定原付」と、特例特定小型原動機付自転車を意味する略称を「特例特定原付」と、それぞれ定めることとする（新標識令別表第二関係）。

(4) 規制標示に係る規定関係

ア 規制標示「歩行者用路側帯（108 の 3）」により通行等を禁止する対象に特例特定小型原動機付自転車が含まれるよう、その表示する意味を改めることとする（新標識令別表第五関係）。

イ 規制標示「専用通行帯（109 の 6）」により普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定する場合に、当該車両通行帯以外の車両通行帯を通行しなければならない対象から特定小型原動機付自転車が除かれるよう、その表示する意味を改めることとする（新標識令別表第五関係）。

ウ 規制標示「進行方向別通行区分（110）」により、車両通行帯の設けられた道路において、車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する対象から特定小型原動機付自転車が除かれるよう、その表示する意味を改めることとする（新標識令別表第五関係）。

エ 規制標示「右左折の方法（111）」により車両が交差点において右折又は左折するとき通行すべき部分を指定する対象から、特定小型原動機付自転車が除かれるよう、その表示する意味を改めることとする（新標識令別表第五関係）。

オ 規制標示「普通自転車歩道通行可（114 の 2）」により歩道を通行することができるとする対象に、特例特定小型原動機付自転車が含まれるよう、その表示する意味を改めるとともに、その名称を「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可（114 の 2）」に改めることとする（新標識令別表第五及び別表第六関係）。

カ 規制標示「普通自転車の歩道通行部分（114 の 3）」により歩道を通行することができることとし、かつ、歩道を通行する場合において、通行すべき歩道の部分を指定する対象に、特例特定小型原動機付自転車が含まれるよう、その表示する意味を改めるとともに、その名称を「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分（114 の 3）」に改めることとする（新標識令別表第五及び別表第六関係）。

キ 規制標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可（114 の 2）」及び規制標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分（114 の 3）」には、「特例特定原付を除く」の文字を表示することができることとし、当該文字が表示されている当該規制標示の意味については、特例特定小型原動機付自転車が当該規制標示が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする（新標識令別表第五及び別表第六関係）。

(5) 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和 2 年内閣府・国土交通省令第 3 号）を廃止することとする。

(6) その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 5 年 7 月 1 日を予定）とする。

1 命令等の題名

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

新法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ、第 108 条の 4 第 1 項、第 108 条の 12、第 108 条の 31 第 8 項、第 108 条の 32 の 2 第 1 項及び第 108 条の 32 の 3 第 1 項第 1 号、新令第 33 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号ハ及び第 39 条の 5 第 1 項第 3 号並びに警察法施行令（昭和 29 年政令第 151 号）第 13 条第 1 項

3 命令等の内容

- (1) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 1 号）関係

届出自動車教習所指導員の欠格要件から、特定小型原動機付自転車の運転に関するものを除くこととする（改正規則による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ(4)関係）。

- (2) 交通安全活動推進センターに関する規則（平成 10 年国家公安委員会規則第 3 号）関係

運転適性指導者の欠格要件から、特定小型原動機付自転車の運転に関するものを除くこととする（改正規則による改正後の交通安全活動推進センターに関する規則第 6 条第 1 項第 2 号関係）。

- (3) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号）関係

運転免許取得者等検査員の欠格要件から、特定小型原動機付自転車の運転に関するものを除くこととする（改正規則による改正後の運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 2 条第 2 号ロ(2)関係）。

- (4) 原動機付自転車の一類型として、運転免許を要しない特定小型原動機付自転車に定義付けられたこと等に伴い、所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 5 年 7 月 1 日を予定）とする。